

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年8月10日（水）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和4年度第5回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和4年8月10日（水）午後1時30分から午後2時15分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏	

(2) 欠席委員（1人）

7番 東 慶子

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣（欠席）

令和4年度第5回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

- ◎会 長 <あいさつ>
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

- 事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

- ◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に8番 大竹委員、9番 田村委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の村上係長を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところでもあります。
それでは、議案の2ページをご覧ください。
議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：久保田字上原3185番 外4筆

地目：畑

面積：5,801㎡

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を7月29日（金）に実施しています。
お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P7をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、今回贈与される農地は既に今回の譲受人が耕作されている農地であり、譲受人は菊陽町の認定農業者として農業経営改善計画を認定されています。後継者の就農も確認されており、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も継続して飼料を作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は74,091㎡を耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利

用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番推進委員

議案第1号の番号1について、4番推進委員が説明します。

申請者は菊陽町で経営改善計画を認定されている認定農業者であり、既に多くの農地を借り受けて飼料を作付けされ、酪農を中心とした農業経営をされています。申請地についても以前から借り受けていたものであり、今後も継続して耕作されると聞いております。農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号 番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第2号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：大字辛川字塚原495番1 外2筆

地 目：畑

転用面積：1, 817㎡

転用目的は、駐車場です。

権利は、所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を7月29日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP 8～P 12をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第一種農地です。

(10ha以上の広がりがある農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は北側に農振農用地、東側と南側を宅地、西側を農地に囲まれた10ha以上の広がりがある農地で第一種農地であり、第一種農地の転用の例外規定である既存敷地の拡張に該当するため転用可能となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番委員

議案第2号の番号1について、1番委員が説明します。

申請者は当該農地の西側で物流施設を運営する■■■■■■■■■■です。同施設での大型車の使用が増加して敷地が手狭になっており、現在のままでは営業に支障をきたすだけでなく、周辺の安全確保にも影響することから、駐車場として整備することを計画されています。雨水は敷地内浸透計画をされており、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆9番委員

雨水の影響はありませんでしょうか。

■事務局

砕石舗装のため敷地内浸透を計画されています。改めて申請者には排水につ

いて周囲への影響がでないよう確認します。

◆ 6 番委員 (道向かいの) ■■■番には影響はないでしょうか。

■事務局 駐車場として整備・使用されるので、日照・通風等の影響はないと考えます。

◆ 8 番委員 南側の建物は何でしょうか。

■事務局 ■■■■■■■■■■ (病院) です。

◎議長 ほかにありませんか。
ないようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号の番号 2 を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書 3 ページの議案第 2 号 番号 2 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：大字原水字下前通 5 5 3 7 番 2
地 目：畑
転用面積：6 1 9 m²
転用目的は、建売住宅（4 棟）です。
権利は、所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を 7 月 2 9 日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 1 3 ～ P 1 7 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について
農地区分は第一種農地です。

(10ha以上の広がりがある農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は北側に県道、東側と西側を宅地、南側を農地に囲まれた10ha以上の広がりがある農地で第1種農地であり、1種農地の転用の例外規定である周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、代替性の検討を行った後に転用可能となっています。

周辺の雑種地を周辺に検討されましたが、事業が不可であったため本農地となっております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員の私から補足説明及び意見を申し上げます。

◆5番委員

申請者は不動産業を営む法人で、今回転用する農地に北側の宅地を加えた敷地約812㎡で4棟の建売住宅を販売する目的で転用を計画されています。本農地は現在耕作されておらず、雨水につきましても敷地内浸透でオーバーフロー分は北側に流す計画となっており、周辺農地への影響も特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和4年7月29日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP4からP7をご覧ください。
利用権設定が6件です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP8、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時15分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年8月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人